

資料編

1. 城陽市環境基本条例
2. 城陽市環境市民懇話会設置要綱
3. 環境基本条例・基本計画の検討経過
4. 環境井戸端会議の主要意見
5. 環境基本計画中間案に対する市民意見
6. 環境基本計画等の数値目標と設定根拠
7. 用語解説

1. 城陽市環境基本条例

○城陽市環境基本条例

平成 13 年 12 月 27 日

条例第 25 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 施策の策定等に係る基本方針(第 9 条)

第 3 章 施策の総合的かつ計画的推進(第 10 条—第 12 条)

第 4 章 推進施策

第 1 節 市が講ずる施策(第 13 条—第 21 条)

第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策(第 22 条・第 23 条)

第 3 節 地球環境保全のため施策(第 24 条・第 25 条)

第 5 章 推進及び調整体制等(第 26 条—第 33 条)

附則

前文

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきた。

しかしながら、昭和 40 年代からの急激な人口増加や都市化により、農地や森林の減少、河川の水質汚濁、ごみ排出量の増加、騒音、振動等の環境の悪化が進行してきた。とりわけ、東部丘陵地においては、広大な山砂利採取による市民生活への影響、採取後の土地利用が大きな課題となっている。

一方、近年のめざましい科学技術の進歩と、それに伴う社会経済活動の飛躍的な発展は、私たちを様々な労苦から解放し、物質的に豊かで便利な生活を実現させてきた。しかしながら、このような生活の背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自然環境や生活環境に様々な負荷を与えると同時に、地球規模の環境にまで大きな影響を与えている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、歴史的、文化的遺産を通して先人たちの生活の知恵に学びながら、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、自然と人との共生を基本とする循環型社会を築いていかなければならない。このような共通認識の下で、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の都市像を目指して、市、市民、市民団体及び事業者がパートナーシップにより協力・協働して良好な環境の再生、保全及び創造に努めるとともに、地球環境を視野に入れた持続的発展が可能な社会をつくり上げていくため、市民の総意として、ここに城陽市環境基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の再生、保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)のための基本理念並びに市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (3) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- (4) パートナーシップ 良好な環境の保全等のため、市、市民、市民団体及び事業者が、各々の責任と分担の下で互いに自立し、相互に支え合う関係をいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、人の健康又は生活環境

に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全等は、現在及び将来の市民が良好な環境を引き継いでいけるよう、すべての者の参加及び環境優先の認識の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全等は、豊かな水や緑の自然環境が守り育てられるとともに、自然との触れ合いを深め、自然と人との共生を目指して行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全等は、資源・エネルギーの循環的な利用及びその適正な管理に努めることにより、環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会を実現し、発展させるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責務を明確に認識し、パートナーシップによって行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域での取組として行われるとともに、広域にわたるものについては、周辺地域、関係機関等と広域的国際的に協力・連携して取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する良好な環境の保全等について基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び率先して実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全等について配慮しなければならない。
- 3 市は、前2項に規定する施策の策定及び実施に関する必要な情報を適切に提供し、又は公開するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する活動(以下「環境保全活動」という。)に取り組むよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるものとする。

- 2 市民団体は、基本理念にのっとり、自らの環境保全活動を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することのないよう、自らの負担と責任において必要な措置等の対策を講ずるとともに、環境保全活動に取り組まなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境に配慮した事業活動を継続的に推進するとともに、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業の仕組みや手順をいう。)の構築に努めなければならない。

(各主体の協働)

第8条 市、市民、市民団体及び事業者は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすための環境保全活動等において、パートナーシップの理念に基づき協働していかなければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が再生、保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が再生、保全及び創造されること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、緑化が推進され、並びに地域の個性を生かした都市景観が形成され、並びに歴史文化環境が再生、保全及び創造されること。
- (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の低減が可能となるような循環型社会を構築するため、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進すること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。



2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第 26 条に定める城陽市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実行計画等)

第 11 条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、その取組を率先して実行するための行動計画(以下「実行計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画、実行計画等との整合を図るものとする。

(年次報告等)

第 12 条 市長は、環境基本計画、実行計画等の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、良好な環境の保全等に関する施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

第 4 章 推進施策

第 1 節 市が講ずる施策

(規制措置)

第 13 条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第 14 条 市は、市民、市民団体及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の良好な環境の保全等に資する措置を採ることを助長する必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者への適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、当該措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第 15 条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第 16 条 市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

(東部丘陵地の環境への配慮)

第 18 条 市は、市域の東部に位置する丘陵地において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者に対し、良好な環境の保全等に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第 19 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定)

第 20 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 21 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業

者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第2節 市民等による環境保全活動を促進する施策

(環境学習及び環境教育の推進)

第22条 市は、市民、市民団体及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めることにより、環境に配慮した生活及び行動が促進されるように、環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、市民団体及び事業者による良好な環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 地球環境保全のための施策

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第24条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等の推進)

第25条 市は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力等の推進に努めるものとする。

第5章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、良好な環境の保全等に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市民等の施策への参加)

第27条 市は、市、市民、市民団体及び事業者が地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に関して、パートナーシップによりその施策等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、良好な環境の保全等に関する施策の調整を図るとともに、その施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第29条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全等に関する施策の策定等に必要の調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第30条 市は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第31条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第32条 本市に一時滞在等する者は、基本理念の通り、良好な環境の保全等に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全等に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(その他)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年(2002年)4月1日から施行する。



2. 城陽市環境市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市民、事業者、行政等のパートナーシップでもって、地球環境を保全しつつ、持続可能な地域社会の実現を推進するため、城陽市環境市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民懇話会の職務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 城陽市環境基本計画条例及び計画の策定に関すること。
- (2) その他の環境施策に関すること。

(組織)

第3条 市民懇話会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の前任期間とする。

(役員)

第5条 市民懇話会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 幹事 若干名

2 代表幹事は、委員の互選によって選出する。

3 幹事は委員のうちから代表幹事が指名する。

4 代表幹事は、会務を総理し、市民懇話会を代表する。

5 幹事は、市民懇話会の円滑な運営を図るため、代表幹事を補佐する。

(会議)

第6条 市民懇話会の会議は、代表幹事が招集し、その議長となる。

2 市民懇話会は、代表幹事が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 代表幹事は、市民懇話会の目的を達成するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、代表幹事が指名する幹事を持って充てる。
- 3 部会に属する委員は、代表幹事が指名する。

(庶務)

第8条 市民懇話会の庶務は、市民経済部環境交通課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表幹事が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。



3. 環境基本条例・基本計画の検討経過

年度	月	市民懇話会（カッコ内は開催回）	市
12	9	・ 委嘱書交付（第1回）	
	10～3	・ 条例に盛り込む内容について検討 ・ 条例への提言書作成（第2回～第15回）	
13	4～3	・ 城陽市環境基本条例に関する提言書提出（4月） ・ 城陽市環境基本条例案の検討（第16回～第21回） ・ 城陽市環境基本計画の検討スケジュール等について意見交換（第22回～第35回） ・ 条例の制定を広く一般市民に知ってもらうため、環境フォーラム（市民の集い）を開催（3月30日）	・ 城陽市環境基本条例の検討 ・ 市議会に条例案を上程・可決（12月）
14	4	・ 計画の枠組み、施策の体系について検討（第36回～第37回）	・ 城陽市環境基本条例を施行（4月1日）
	5	・ テーマ別環境ビジョン、基本目標の検討（第38回）	
	6	・ 目標達成のための取り組みについて検討 ・ 中間案の検討（第39～40回）	・ 環境関連施策について検討 ・ 中間案の検討
	7	・ 中間案の検討（第41～42回）	・ 中間案の検討
	8	・ 市民意見の募集方法について検討 ・ 地域懇談会の内容について検討（第43～44回）	・ 中間案の取りまとめ
	9	・ 環境井戸端会議（地域懇談会）の準備（第44～45回）	・ 市議会に中間案を報告 ・ 中間案の公表（広報、ホームページ）
	10	・ 環境井戸端会議（地域懇談会）の開催 「自然とともにみんなでつくる未来の城陽」環境井戸端会議 1. 城陽市環境基本計画の検討経緯と中間案について 2. 今日の環境問題、城陽市と各地域の環境について 3. 各地域の環境を考えるワークショップ（第46～47回）	・ 市民意見の募集 ・ 計画案の検討
	11	・ 環境目標、地域別配慮指針について検討 ・ 計画案の検討（第48～49回）	・ 計画案の検討 ・ 計画案の取りまとめ
	12～2	・ 次年度以降の活動について ・ パートナーシップ会議について	・ 市議会に計画案報告（12月） ・ 環境審議会に諮問・答申
	3		・ 城陽市環境基本計画の策定

4. 環境井戸端会議の主要意見

◆環境井戸端会議の概要

<テーマ> 「自然とともにみんなでつくる未来の城陽」

<主催>

城陽市環境市民懇話会

<開催日時・場所>

10月 8日(火) 北部コミセン

9日(水) 東部コミセン

10日(木) 寺田コミセン

11日(金) 南部コミセン

15日(火) 今池コミセン

17日(木) 青谷コミセン

※時間はいずれも午後7時～9時

<内容>

(1) 環境を語る

- ・今日の環境問題について
- ・城陽の環境について
- ・地域の環境について

(2) 地域の環境を考えるワークショップ

- ・グループに分かれての意見交換

(3) 環境基本条例・環境基本計画中間案について

<対象>

市内にお住まいか通勤・通学されている人

◆参加者数

北部コミセン 60人

東部コミセン 40人

寺田コミセン 26人

南部コミセン 23人

今池コミセン 20人

青谷コミセン 30人

(合計) 199人

◆主な意見

下記のとおりです。



地区名	主 な 意 見
北部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木津川河川敷に不法投棄が多い。 ・ R24号沿いにゴミのポイ捨てが多い。 ・ R24号の地下道に落書きや不法投棄が多い。 ・ 久津川駅周辺の道路事情が悪く、渋滞が絶えず危険である。 ・ R24号線以外の道路が狭く危険である。 ・ 児童公園が狭く整備がされていない。(雑草等) ・ 古川の水質がきれいになった。 ・ 犬糞対策が必要。(条例化を検討すべき) ・ 渡し舟の復活や船着場の整備を検討すべき。(地域整備や特色づくりの核として) ・ 自治会でゴミの減量やマナー向上に取り組むべき。
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の財政状況を考えれば基本計画の実効性が期待できず、策定する意味がないのでは？ ・ 坂道が多い地域であることから、バリアフリーの道路整備を進めるべき。 ・ 近鉄寺田駅を南に移転し、バスターミナルと直結するべき。 ・ JR・近鉄を高架にするべき。 ・ 文パル方面へのバスの本数が少なく不便である。 ・ 下水道等の工事による道路の仮復旧は、歩行者や自転車に危険。 ・ 古墳の整備と管理に努めるべき。(説明板等) ・ 水度参道の並木の保全に努めるべき。 ・ 犬糞やゴミのポイ捨て対策の徹底を。(条例による規制が必要) ・ 大谷川のホタルが減少している。河川水質の改善等の保護策を。 ・ 幅広い世代を対象とした自然学習の場の充実が必要。
寺田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木津川堤防の桜づつみの延長と管理・保全に努めるべき。 ・ 荒州イモ畑を保全するべき。 ・ 古川を美しくし、住宅地の中の親水空間として整備しては。 ・ 古川と嫁付川の合流点の暗渠部に東屋を設置し、憩いの場所にしては。 ・ 寺田駅を基点としたバス路線を整備し、自家用車の利用抑制に努めるべき。 ・ 寺田駅前の整備と近鉄の高架化に取り組むべき。 ・ 水度参道の並木を保全するべき。 ・ 宅地化が進む文化パーク周辺の農地を、自然公園として保全しては。 ・ 山砂利跡地の修復整備に努めるべき。 ・ 第二名神による環境影響が心配。 ・ 子供への環境教育を充実するべき。 ・ 農道の通過交通が多い、何らかの対策が必要。(乾城地区)

地区名	主 な 意 見
南部	<ul style="list-style-type: none"> • 荒見神社や巨椋神社の緑を保全すべき。 • 木津川堤防の多様な植生を保全すべき。(オニユリ・トンボ) • 木津川堤防下の小川にホタルを呼び戻したい。(富野堀口) • 豊富で良質な地下水の保全に努めるべき。 • 観音堂の「花の小径」の整備と保全に努めるべき。 • 長池の桜並木の復活に、市民主体で取り組んでは。 • 富野地域の田んぼの中に、市民主導で緑豊かな公園を作っては。 • 近鉄・富野荘駅やJR・長池駅周辺の整備に努めるべき。(駅前広場・アクセス道路等) • 富野小学校前の道路が危険、何らかの安全対策が必要。 • 第二名神による環境影響が心配。 • 犬糞やゴミのポイ捨て対策が必要。 • 環境教育の実施とPRに努めるべき。
今池	<ul style="list-style-type: none"> • 今池川は水がきれい、多様な魚や鳥が生息している。更なる水質浄化に努めるとともに、親子で自然にふれあえる親水護岸を整備してほしい。 • 今池川にはメダカも見られる。外来種の放流を禁止し、生態系の保全に努めるべき。 • ホタルや田ウナギが見られる北部の田んぼを保全すべき。 • 水の枯れた用水路に地下水を流して錦鯉を泳がせるなど、憩いの場として活用しては。 • 水主神社の緑を保全すべき。 • 木津川堤防の桜つつみの管理・保全に努めるべき。 • 京奈道の地下道に落書きやゴミ捨てが多く、照明が暗くて危険である。何らかの対策を。 • 府道富野・八幡線の幅員が狭く危険である。 • 高齢者の移動手段として、コミュニティバスを走らせてほしい。
青谷	<ul style="list-style-type: none"> • 鴨谷の滝・椎尾の滝周辺の環境保全と自然を生かした整備を。 • 青谷川左岸の森林を整備し、ハイキングコースやキャンプ場を作っては。 • 環境ボランティアを養成し、森林(里山)の保全に取り組んでは。 • 梅林の保全と後継者の育成に取り組むべき。 • 山砂利跡地に広大な梅林をつくっては。 • 防災対策を優先した山砂利採取跡地の整備を進めるべき。 • 青谷川の水質浄化に取り組むべき。 • 山砂利跡地の植林が、河川水質の浄化につながるのでは。 • ホタルを残すには、水田の保全が必要。 • 中天満神社などの鎮守の杜を保全すべき。 • 木津川堤防の桜つつみの管理・保全に努めるべき。 • 国道307号や府道上粕・城陽線の拡幅整備が必要。



5. 環境基本計画中間案に対する市民意見

◆募集方法

- ①「広報じょうよう特集号」による意見募集
- ②「基本計画中間案【概要版】」による意見募集
- ③「市ホームページ」による意見募集

◆応募者数

62人

◆意見の内容

1. 街路樹の不足（最近、何処の街に行っても緑が増えている。街の中を散策する時に緑が少ないのは淋しい。城陽の市街に青々と美しい街路樹のある通りが欲しい）
2. 市内道路の保全（犬の糞の処理。未だ守られずにいる。他都市部では、タバコの吸殻のポイ捨てに対し罰金をかけるところがある。）社会に迷惑をかけるものに対する罰則条例を提案する
3. 駅前整備と駅前を起点とした各地域への交通機関を整備。それにより、バス路線等の道路の見直しが必要である
4. 情報提供、開示の手法としてインターネットなどを利用して迅速に、また視覚に訴える内容となる方が効果的である
5. 近鉄寺田・久津川駅の駅前整備が必要である。久津川駅前は、道路が狭いので危険である。寺田駅前は、地下道になり東西が分断され西側の商店街がなくなり残念である。
6. 古墳を復元して観光スポットにして欲しい。せっかくの歴史遺産が生かされていないような気がする
7. 基本計画は、もう少し簡単なものにしたほうが理解しやすいのでは……。市民として、具体的に何をすれば良いかわからない
8. 地下水をいつまでも大切にすることを基本計画に書いてはどうか？
地下水を城陽のイメージアップに活用してみてもどうか？
9. 青谷川左岸の山中に滝があるが、誰でも簡単に行けるように道路を整備する必要がある。このようなことは、計画案に書いてあるのか？
10. 中間案ということだからでしょうが、目標達成の為の取り組みに記載されている内容を、どのようにしていくのかという具体性に欠けるように思われる。また、それぞれの対象者の役割分担が明確になっていないのではないかと？
11. 水度参道の木が切られて淋しいです。市で散歩道として整備できないのか？
12. 古川を美しくし、釣りなどが楽しめる憩いの場所にするにはどうか？
木津川堤防の桜公園と遊歩道で繋ぎ、一体化すれば最高である
13. 文化パーク前の川は水が汚く臭いが、釣りをしている人がいる。水をきれいにし、みんなが楽しめる場所になれば良い
14. 花いっぱい街になれば良い。地域の花を決めて、家庭で植えてみるにはどうか？
15. 近鉄寺田駅前が混雑するので危険である。西側の空き地は市の土地だと聞いたが、駅を広場の前に移せないのか？ 文化パークも近くなり、便利になる。

16. 環境基本計画は、市民参加で苦労してまとめられた様子がわかる。説明もあったが専門用語が多すぎる。市民参加を盛り上げるには、シンボルとなる取り組みが必要ではないか？ 今後の展開を期待する
17. 青谷梅林の保全と梅をイメージした青谷の街づくりを・・・
18. 中間案の最後のページにある、用語解説の順番と本文中に出てくる語句の順番がバラバラなのは何か意味があるのか？
19. 寺田駅を南の空き地に移転してバス乗り場とつなげて欲しい
20. 家庭で出来る環境保全の取り組みを計画で紹介して欲しい
21. 地場産業の研究（城陽といえば寺田のさつま芋。その芋が今や他府県の芋に押され気味ですたれ行くのを見るに忍びず、過去にこだわる事無く改良に研究を要するのではないか。イチジクもそうである。金・銀系、これは丹後・西陣と欠かせない関係にあることは理解できるが、なにか新しい研究進展の余地があると思われる）
22. 安心して歩ける道路作りを強調して欲しい
23. 高齢者にも理解できるようなわかりやすい計画を作って欲しい
24. 木津川で遊べる場所を作って欲しい
25. 芝生のサッカー場を作って欲しい
26. 古川をきれいにして欲しい
27. ゴミの排出量や騒音地帯、川の汚染状況などを、市内のいくつかのエリア(エリアは小さい方がよい)ごと地図上にグラフ化するなどして、それを定期的に更新していく事で、地域間や事業所間で取組状況を競えるような情報提供の仕方を考案すれば、意識の喚起につながるのでは？ これをインターネットなどで公表すると、周りの目が気になってより一層、取り組みが進むのではないのでしょうか？
28. サイクリング道路をつくって欲しい
29. 文化パークに環境学習センターをつくって欲しい
30. 計画も大切だが、市民自らが行動する事が最も大切な事。市民参加の必要性を強調した計画にすべきだと考える
31. 地域の特色ある計画になれば良い。(例えば、青谷では梅林を守り PR をする)
32. 基本計画には、市全体で取り組む内容と地域の特色を生かした市民参加の取り組みを書いた方が身近に感じられて良いと思う
33. 環境に関する市民のボランティア活動の紹介や、意見を交換する機会を作るべきべきだ。計画には市民参加が書かれていたので安心した
34. 市民の力で環境を守るには、市民意見を反映した基本計画で無ければならない。井戸端会議を定期的で開催してみてもどうか？
35. 環境に対する市民の関心を高めるには、地域ごとに市民参加で取り組める行事や、環境保全活動が必要だ
36. 環境計画づくりには、市民参加が欠かせない。市民の意見を反映した内容にするべきだ
37. 計画には、家庭で取り組めるものをわかりやすく書いて欲しい
38. 環境を考えるイベントを開催し、取り組みに参加する機会をつくって欲しい
39. お年寄りが安心して暮らせる町づくりにつながる計画にして欲しい



40. リサイクルや省エネの大切さが、一般市民に広がるような内容の計画であれば良い
41. 市民の多方面での環境問題の意識を高めてもらう為のアピール・PRを大々的に行う(例：シ
ンガポールのポイ捨て罰金、他県でも行われ始めている罰金等)
42. 不法投棄では郵便局とのタイアップで、各地域をまわっている配達員の方の協力をお願いす
る
43. 最近では、各スーパーで色々な形でリサイクル・回収等、検討されていますが、大手メーカ
ーにもリサイクル・回収の要望を出していくべきではないのか？
44. 今よりも悪い状況で、子供たちに環境を残す事は出来ない。身近に出来ることから始めたい
と思う。ただ、頭の中では色々考えてはいるものの、それが果たしてきちんと習慣づけられ
て出来ているのかと問われると、少しごまかしている所や手を抜いているところがあると答
えてしまうだろう。少しずつでも、環境に対しての取り組みを積極的に行い、また住み良い
街をつくる為に協力していきたい
45. 主婦として、まず一番気になる事はやはりゴミ問題です。以前に比べて、認識度・注意意識
は、かなり高くなってきた(以前は、一部の人・団体が環境問題を取り上げているという気持
ちが強かった)
46. 小さな事・身のまわりの事から始め、物を大切にすると、一人一人が気をつけなければいけ
ない
47. 家電リサイクルも販売店で、協力的に引き取ってもらいたい。(その販売店で購入していない
ものは引き取ってもらえない)
48. 住んでいて、特に環境が悪いとは思いますが、もっと街中に木を植えたり施設の周りに花
を植えたりすると、環境が良いと感じるのでは。
49. 市内道路(特に旧村部・住宅地内道路)が未整備である上、路上駐車車両等により、歩行・
自転車走行の妨げとなっている。安心して道路を利用できるよう、環境の整備が必要である
50. 自動車使用が環境に与える影響は大きいですが、これから冬場を迎えて暖房をつけて運転をする
人が多く見られるようになる。地球温暖化防止の為にも「アイドリングストップ」など身近
な問題について、もっと啓発すべきではないかと考える
51. 高齢化社会を迎え、ベッドタウンでもある城陽市は、平日の昼間でも鴻ノ巣山散策や木津川
堤防散策をされる方を見かけます。今後ますます平日の昼間人口が増加すると思われる。そ
ういう方に出来るだけ参加してもらえようような組織や催し物を工夫されたら良い環境になっ
ていくだろう
52. カブトガニ・田ウナギがいる城陽の田んぼを大切に
53. 近鉄寺田駅東側のコンビニと書店の間にある、道に出ている電柱のせいで線路ぎわの交通渋
滞がおこっている時がある
54. 文化パークの西側の近鉄線に沿って、南北に流れる宮ノ谷都市下水路は年中、悪臭が漂って
います。川底にはゴミが溜まっていて、特に夏場は臭いがひどく近くを通る時には息を止め
てしまうくらいです。城陽のシンボルとして市内外にも知られるようになった文化パーク城
陽のすぐそばに汚い川があるのは市や市民の恥ではないのか？ 市当局には川の衛生管理を、
市民のみなさんにはゴミの投げ捨てなどをしないように願いたい
55. 市内の自然はまだ豊かさを保っている。この状況を悪化させてはならないと考える。昆虫・

水生動物・鳥類等、自然環境のバロメーターともいえる。これらの生き物が見られることは幸せである。特に目にしやすいものとして鳥がいるが、アマサギ・コサギ・アオサギをはじめ、ケリ・尾長などもよく目にできる。また冬の渡り鳥もまだ多く飛来し、珍しいタゲリなどがその中に混じっているのは環境の良さを示すもので喜ばしい限りである。この自然環境は市民全員の財産であり、逆にいえば市民全員で守っていく義務がある。カラスだけが目につく都市にしてはならない

56. 城陽の恵まれた豊かな地下水をいつまでもおいしく安心して飲める環境を守って頂きたい
57. 基本計画案は良くまとまっている。ただ、その実行に当たって市の財政面や市民等の協力が不可欠だ。お金の面だけではなく、人間一人一人が自覚を持てば解決する部分もある。努力して住みやすい環境を足元から良くしていきたい
58. 環境基本計画を市民参加で策定されていることを、高く評価します。内容もよくまとまっていると思うが、城陽の誇りである。豊富で良質な地下水の保全と活用策を強調すれば、より特色のある計画になるのではないかと？ パートナーシップによる取り組みには、参加したいと思う。情報提供をして欲しい
59. 町並みを美しくするには、電柱の地下化が必要だ
60. 犬の糞をどうにかして欲しい
61. サンガタウンのPRをして欲しい
62. アイドリングストップを基本計画に書いて欲しい。車を減らす努力が必要
63. 多くの市民が参加し、盛り上げられるイベントがあれば関心が高くなると思う。特色あるイベントを基本計画に書いてPRしてみてもどうか？
64. 犬・猫の糞が多く、飼い主のマナーが悪い。
65. 川が汚い
66. 路上駐車が多いので迷惑
67. 街の区割整理が今ひとつ出来ていない（城陽市の地域全体が山と木津川に挟まれ、開発が困難であることは見受けられるが、市街内の道路の狭小・行き詰り・駅前の開発に検討があると思われる）
68. 城陽市百年の大計・・・市の発展は、やはり人口の増加に因るものと思われる。最近、城陽市の人口の推移を見るときほとんど変化は無く、活性ある行政は見受けられない。また、最近盛んに府が奨励している市町村合併も一つの発展の方法かも知れない。現在の市の状況を見ると、それぞれの条件の制約がある事は理解できるが、城陽市百年の大計を今、研究する必要があるのではなからうか？
69. 田んぼや用水路へのゴミやタバコのポイ捨て対策が必要。
70. 環境保全には、市民全員の心掛けが不可欠である。
71. 農業におけるビニールハウスのビニールシートの廃棄方法は？塩素を含む高分子であるので、野焼きはもちろん 800℃以下で焼却すればダイオキシン発生の原因となる。
72. 3Rのうち、一番心掛けなければならないのはリデュースで、最終目標はもちろんゼロエミッション。リデュースするためにゴミ袋を固定し有料化する必要があるのではないかと。



6. 環境基本計画等の数値目標と設定根拠

環境ビジョン	基本目標	目標達成度を示す指標
＜生活＞ 安心・安全で健康に暮らせるまち	1. 水に親しめる清らかな河川を守り、再生します 2. 良好な生活環境を守ります 3. 安心して暮らせる環境を守ります	・BOD10mg/l以下の調査地点の割合
		・公害苦情件数
		・川や池の水のきれいさに対する満足度
		・公共下水道への接続率(戸数比)
＜自然＞ 多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り育てるまち	4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます 5. 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます 6. 自然と調和した農業、田園環境を守り育てます 7. 山砂利採取跡地を含む東部丘陵地の自然環境を守り、再生します	・動植物相の種数 ^{注2)}
		・市の名木・古木登録数
		・耕地面積
		・自然の生物との親しみに対する満足度
		・オオタカの生息確認数 ^{注2)}
・ホタルが見られる水辺の数 ^{注2)}		
＜快適＞ 城陽らしい景観・街並みと安らぎのあるまち	8. 車いす、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人と環境にやさしい交通体系をつくります 9. 身近に自然を感じられる憩いのまちをつくります 10. 歴史や文化を受け継ぎ、新しい文化へとつなげていきます 11. 城陽らしい、統一感のある景観・街並みをつくります	・1人当たり公園面積
		・市街化区域の緑被率
		・歩行者街路の快適さに対する満足度
		・水や水辺とのふれあいに対する満足度
		・街並みのゆとり、美しさに対する満足度
		・生け垣の補助件数(累計)
＜循環＞ 循環型社会を形成するとともに負の遺産を解消し、新しい環境財産をつくり出すまち	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくりを推進し、ゼロエミッションを目指します 13. 省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用します 14. 水の循環システムを確立するとともに、有効利用を推進します	・家庭系一人一日あたりごみ排出量
		・全市の電力消費量(電力会社供給分)
		・家庭用一人一日あたりの水の使用量
		・生ごみ処理機への補助対象件数(累計)
＜参加＞ 全ての人々が参加し、パートナーシップで行動するまち	15. 全ての人々が当事者の意識をもち、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます 16. 環境配慮活動を進んで行えるような、社会の仕組みづくりに取り組みます 17. 環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にやさしい人をはぐくみます	・環境に関するイベント・学習会等への参加経験の割合
		・環境を学ぶ機会の満足度
		・環境マネジメントシステムの導入事業所数
＜地球環境＞ 地球環境を考えて地域で行動するまち	18. 私たちの行動が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近な地域で行動を起こします	・地球環境問題に対する関心度
		・環境家計簿を実施したことのある世帯の割合
		・市全体のCO ₂ 排出量の削減 ^{注4)}

注1)：現状数値(平成12年)における%は、環境基本条例の基礎資料として平成12年度に実施した「環境に関する市民意識調査」のデータによるものである。また、目標数値の%については、市が3年毎に実施している「市民意識調査」により把握するものとする。

注2)：動植物相の種数・オオタカ・ホタルの生息に関するデータは「城陽市動植物環境調査報告書」によるものである。

現況数値 (平成12年度)	平成29年度の 数値目標	目標値の設定根拠	重点的取組内容
43% (6地点/14地点)	100%	水質環境基準の最低ラインを全て達成 参考: 京都府90%基準達成(H11府統計書)	■ 身近な河川の美化および水質改善
114件	半減	公害関連法規を遵守すること 参考: 府6.2件/万人, 市17件/万人(H11府統計書)	
13%	50%	2人に1人は満足と感じられること	
69% (12,264/17,854)	100%	事業認可区域内の全世帯が接続すること 参考: 全国60%, 京都府79%(H11日本の下水道)	
2,120種	現状維持	生息種数を維持すること	■ 市民参加による生き物調査を実施し、多様な種の生息を確認する
36本(平成13年度末)	現状維持	名木・古木を保存すること	
458ha	約200ha	城陽市農業農村整備基本構想より	
36%	50%	2人に1人は満足と感じられること	
確認されている	現状維持	生息できる環境を保全すること	
10カ所	増やす	生息できる環境を再生すること	
3.8m ²	10m ²	城陽市緑の基本計画より 参考: 京都府4.9m ² /人(H11府統計書)	
19.6%	30%	城陽市緑の基本計画より 参考: 京都市24.4% [H4.3] (緑の基本計画)	
11%	50%	2人に1人は満足と感じられること	
20%	50%	2人に1人は満足と感じられること	
20%	50%	2人に1人は満足と感じられること	
129件(平成13年度末)	増やす	市民が敷地内で緑を増やしていくこと	
約680g(平成13年度)	約640g	城南衛管ごみ処理基本計画より(6%減) 参考: 全国1105g, 府1224g('95日本の廃棄物処理)	■ パートナーシップによるリサイクルシステムの確立 ■ リサイクル・省エネルギー・再生可能エネルギー導入の推進
393,355kWh	354,000kWh	現況の10%削減 ^{注3)} 参考: 目標値は平成6年度実績に相当、 京都府6.0kwh/人[H11], 市4.7kwh/人	
345L	約320L	市民の節水意識により現状の5%減 参考: 全国322L, 京都府459L	
1,083件(平成13年度末)	増やす	市民が生ごみの堆肥化・減量化を進めること	
16% (イベントへの参加)	50%	2人に1人は参加すること	■ パートナーシップによる環境イベントの開催 ■ 市民、事業者、庁内、学校、園等を対象とした環境学習会の拡充
データなし	50%	2人に1人は満足と感じられること	
6事業所(平成13年度末)	増やす	事業者の環境への取り組みを進めること	
72%	100%	全ての人が地球環境問題に関心を持つこと	■ 温暖化防止の啓発に取り組み、行動につなげる
データなし	100%	全ての家庭が15年間の間に一度は環境家計簿を実施すること	
0.140×10 ⁶ t-CO ₂	0.126×10 ⁶ t-CO ₂	現況の10%削減	

注 3) : 電力会社から供給される電力消費量を削減するには、節電のほか、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入が効果的である。

注 4) : 電力消費量からのみ CO₂へ換算したものである。目標を達成すると、電力使用に伴う CO₂排出量は国の目標値である 1990 年値の約 6%削減をクリアすることになる。



7. 用語解説

第1章 計画の基本的事項

1. 地球温暖化 ----- 大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）の濃度が人間活動によって上昇し、温室効果が高まり、地球の気温が上がる現象のこと。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によると、このまま推移すれば、21世紀末までに全地球平均気温が約2℃上昇し、これに伴い海面が約50cm（最大1m）上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響等が懸念されている。
2. 酸性雨 ----- 主に石炭や石油などの化石燃料の燃焼により放出された硫酸化物や窒素酸化物が雲に取り込まれたのち、酸性の雨として降ってくる現象のこと。通常pH（水素イオン濃度指数）5.6以下の雨をいう。森林や農作物に被害がでたり、河川や湖沼を酸性化して水生生物に影響を及ぼすことなどが懸念されている。
3. オゾン層破壊 ---- スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていたCFC（いわゆる「フロンガス」の一種）などは、大気中ではなかなか分解されず、地上10～50kmの高層の大気にあるオゾン層に達するとオゾン層を破壊する。オゾン層が破壊されると有害紫外線が地表まで届き、皮膚ガンの増加や生態系への影響が生じる。
2. 環境負荷 ----- 人間の活動により、環境に加えられる影響のうち、環境保全を阻害する原因となる恐れのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスなど直接影響するものだけでなく、間接的に支障を生ずる可能性のあるものも含む。

第2章 城陽市の環境の現況と課題

5. 環境基準 ----- 環境基本法第16条において「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されている。
6. 有害化学物質 ---- 人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質。「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などで、それぞれ物質を指定し、取扱いを規制している。
7. 近郊緑地保全区域 「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき、無秩序な市街化を防止し、その区域の保全によって近郊の住民の健康が増進され、災害を防止する効果があると判断された区域を対象に指定されたものである。区域内において開発等を行う際は、府への届出が義務づけられている。城陽市では東部の樹林地の多くが指定されている。

-
8. 保安林区域 ----- 森林法に基づき水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象に指定されたものである。
 9. ビオトープ ----- 生物を意味する Bio と場所を意味する Top を合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生育空間単位」。多様な生物の生息・生育する最小の地理学的単位のこと。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。
 10. 温室効果ガス ---- 大気中に存在する気体で、地表面から放射された赤外線を吸収する働きがあるが、その熱の一部を地表面に再び放射し、地表面を温める効果があることから、温室効果ガスという。温室効果ガスには様々なものがあるが二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、クロロフルオロカーボン(CFC)の5つの物質が代表的である。

第3章 環境ビジョンと目標

11. 負の遺産 ----- 土壌・地下水汚染など、環境上これまでに蓄積されてきた環境への負荷。
12. 3R----- 3R とは、リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（使用済製品の再利用）・リサイクル（原材料として再資源化）のこと。これまでは、リデュース、リユースよりもリサイクルに重点が置かれていたが、環境への負荷を低減する目的からは、リデュースを第1に置いて、次にリユース、最後にリサイクルという順序を習慣づける必要がある。
13. ゼロエミッション 製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなどして、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのこと。

第4章 目標達成のための取り組み

14. バリアフリー ---- 障害をもつ方や高齢者が支障なく社会生活を営めるように、敷居や障壁の段差を無くすなどした設計をすること。また、そのように設計されたもののことを指す。
15. 環境影響評価 ---- 開発事業などを始める前に、その事業が環境に与える影響を調査、評価し、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする仕組みのこと。
16. エコドライブ ---- 「環境に配慮した自動車の使用」のこと。やさしい発進や、アイドリングストップ等により燃料の節約に努め、二酸化炭素(CO₂)排出量を減らす運転のこと。
17. カーボンオフセット----日常生活や経済活動で排出される温室効果ガスを別の手段を用いて相殺しようという考え方のこと。植林や森林保護、クリーンエネルギーへの投資などの方法がある。



18. ・グリーンカーテン-----朝顔やゴーヤ等のつる性植物をネットにはわせてカーテンの様に成長させたもの。遮光や植物の蒸散作用により室内温度の上昇を防ぐ効果がある。

19. ・クリーン倶楽部城陽-----市内の市民団体や事業所等が取り組んでいる清掃活動の紹介するため、平成21年4月に城陽市ホームページ内に新たに立ち上げられたサイトのこと。登録団体の市内の道路や河川等の公共施設における清掃活動の予定や実績報告を紹介している。

20. ・クールアースデー-----平成20年（2008年）に開催された北海道洞爺湖サミットを記念し制定された記念日のこと。毎年7月7日とし、消灯による電力消費量の抑制、地球温暖化問題の啓発を目的に制定された。

城陽市環境基本計画

● 発行 ●

城陽市市民経済環境部環境課

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地

TEL. 0774-56-4061 FAX. 0774-56-3999